

指定市以外の市による

国道・都道府県道の管理の特例について

道路局路政課

シンイチ

(電話を受けながら)

・・・それでは、調べてこちらからお電話いたします。

ダイ蔵

なかなか難しい問い合わせを受けたようだね。

シンイチ

そうですね。県の道路管理部門の方からの電話なんです。道路法(以下「法」とします)第一七条第二項についての問い合わせです。指定市以外の市は、法一七条第一項と同様に当該区域内にある全ての都道府県管理国道及び県道を管理しなければならないのか、それともこれらの一部路線のみやその中の一部区間のみを対象として、管理することも可能なのかという内容なんです。

ダイ蔵

第一七条二項は指定市以外の市による都道府

県管理国道、都道府県道の管理の特例だね。それで、なんて回答するつもりなんだい。

シンイチ

法第一七条二項は「指定市以外の市は、第一二条ただし書、第一三条第一項及び第一五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第一二条ただし書及び第一三条第一項の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。」とありますよね。文字通りに読めば市内の都道府県管理国道と都道府県道の両方を管理しなくてはいけないような気がするのですが。

ダイ蔵

確かに条文を読むとそのように読めるね。そうだと法第一七条第一項と同様ということだね。でも、ここは結論を急がずに制度趣旨をもっと探ってみよう。解説書には何て書いてある

のかな。

シンイチ

道路法解説では指定市以外の市であっても「本来の道路管理者である都道府県との協議が成立した場合には国道又は都道府県道を管理することができる」、この場合には「都道府県に代わって国道又は都道府県道の道路管理者となる」と書かれています。これだと指定市以外の市は都道府県管理国道と道府県道とを選択的に管理できるように読めますね。どっちが正しいんでしょうか。頭が混乱してきましたよ。

ダイ蔵

難しいから混乱して当然かもしれないね。それじゃあ、頭を整理するためにここで法第一七条二項の趣旨を一緒に考えてみよう。この規定は、指定市以外の市であっても都市交通的な見地から当該市の市道とともに国道や県道の管理を行うことが道路整備上適当な場合もあるという考えからきているんだ。第一項の指定市の管理の特例と基本的には同じ考えだね。

シンイチ

確かに規模の大きな市なら市内の国道や県道も市道とともに管理する能力があることも多いでしょうし、その方が一体的でそれぞれの都市にふさわしい道路整備ができるでしょうね。最近では自治体の合併が進んで大規模な市が多く

なりましたから、今後はさらにそうしたニーズが出てくるでしょうね。

ダイ蔵

そうだね。特に第一項の指定市については旧道路法の中から同様の規定が設けられていたんだよ。

シンイチ

指定市は地方自治法上、都道府県と同様に扱われていますから市内の国道も県道も一体に管理するというのは納得できますよね。でも、指定市以外の市についても指定市とまったく同じだとしたら、何かおかしい感じがしますね。

ダイ蔵

なかなかいい所がつかね。実は地方分権一括法で事務について整理されて改正される前の法第一七条第二項の規定は、「指定市以外の市の長は、第一二条ただし書き及び第一三條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事と協議して、当該市の区域内に存する国道の管理でこれらの規定により都道府県知事が行うべきものを行い、当該市は、第一五條の規定にかかわらず、都道府県と協議して、当該市に存する都道府県道の管理を行うことができる。」となっていたんだ。

シンイチ

これだと指定区間外国道の管理と、都道府県

道の管理とが「並びに」を使わずに単純につながっていますね。

ダイ蔵

その通り。もっと詳しく見れば、改正前は指定区間外国道についての協議は指定市以外の市の長が、都道府県道についての協議は指定市以外の市が行うとされ、別々の管理主体が想定されていたんだ。また、当時は指定区間外国道の管理は機関委任事務、都道府県道の管理は団体事務とその性質を異にしており、指定区間外国道と都道府県道の管理協議の連続性が規定されているわけではなかったから管理を併せて行う必要性もなかったんだ。それに、「A並びにBを行うことができる」という規定について他の法律の例をみると、Aのみ、Bのみを別々に行うことも可能だと考えられるんだ。

シンイチ

なるほど。そうすると指定市以外の市は、その区域内にある都道府県管理国道や都道府県道の一部の路線のみや一部の区間のみを管理することができるとですね。これなら法第一七条第二項が利用しやすくなって、制度がより活用されるわけですね。

ダイ蔵

お、なかなかいいこと言うじゃないか。でも、注意しなくてはいけないのは、指定市以外の市

は道路管理者そのものになるのだから、道路管理のうち一部の事務に限って行うことはできないんだ。一つの道路について都道府県と指定市以外の市という二つの主体が道路管理者として競合することは道路法体系上あり得ないからね。

シンイチ

一つの路線の道路に管理者が複数存在したら、管理責任がはっきりしないなど、道路利用者には混乱するでしょうね。

ダイ蔵

ここでちょっと気をつけないといけないのが、都市再生特別措置法第五八条だ。同条において、市町村は、都市再生整備計画に記載された都道府県管理国道や都道府県道の新設又は改築を行うことができると規定されているが、あくまで道路管理者の代行を行うので、道路管理の一部だけを行うことができるんだ。

シンイチ

似ているようでも違うんですね。でも、一つの路線の道路管理がそっくり県から市に変わったとしても、利用者はそれに気づかないのが普通ですよ。路線を指定・認定した時や道路区域の決定を行った時、供用の開始をした時には公示しないとイケないですけど、協議の結果、指定市以外の市が都道府県に代わって市内の都

道府県管理国道や都道府県の管理をすることになった場合には公示などをする必要はないんですか。条文には書いてないですけど。

ダイ蔵

確かに、法令上は公示その他の手続きを行うことは義務付けられていないんだ。でも、道路利用者等に対して管理責任の所在をはっきりさせるなどの観点から考えると、広報などの手続きによって周知を図ることが必要になるだろうね。ちなみに都市再生特別措置法五八条では新設又は改築を行うときや、それが完了したときには公示をしなくてはならないんだ。

シンイチ

そうですね。道路利用者等の混乱を招くようなことは極力避けないといけないですよ。よし、これで県の道路管理部門の方にしっかりと回答できるぞ。早く係長の力を借りないでも自分で解決できるように努力します。でも、せっかくだからもう一つ係長に質問です。法第十七条第二項を適用する際に何か判断基準があるんですか。

ダイ蔵

せっかくだいいいことを言ったと思ったのに。仕方ないな。昭和二十七年建設省道発第四二〇号という道路局長通知では、同項の適用は都市計画事業の遂行上当該市長又は市において一貫して

道路行政を行うことが便利であり、かつ当該市又は市の長に充分管理能力がある場合に限るとされているんだ。これは、同項の適用の際には管理権限のすべてを移譲することになるので、慎重に判断すべきであるとの観点から定められたんだ。市の管理能力の有無についての具体的な判断指標はないけれど、将来起こる可能性のある大規模改築や災害復旧等を含め、当該市の財政力、技術力から見て道路を適切に管理しうるかどうかを判断することが必要だと思うよ。財政力については、同項を適用する場合には費用負担は道路管理者である当該市になるから注意が必要だよ。ちなみに、この通知は地方自治法第二四五条の四の規定に基づく技術的助言として取り扱っているから、普通地方公共団体の判断を拘束するものではないんだ。

シンイチ

本当に係長は何でもよく知ってますね。これで完璧に回答できますよ。ありがとうございませう。では、早速……。しまった！ 県の担当の方の電話番号をたずねるのを忘れてた。

ダイ蔵

それは自力で調べよう。